

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
1	内閣府	<p>前回及び前々回の意見のとおり、平成24年4月に施行された特定非営利活動促進法（以下、NPO法）では、認証事務のみを行う所轄庁は想定されておらず、認証事務と認定事務で担当所轄庁を分けることについては、本改正法における新認定制度の趣旨からも逸脱していると考えるところ。</p> <p>このため、事務特例による認証事務の実績のみをもって、「認定のみを行う所轄庁」という新たな位置付けの所轄庁を定めることを含む法改正を行うことは困難である。</p> <p><法趣旨からの逸脱></p> <p>従来、NPO法人の認定事務は国税庁長官が担っていたが、NPO法人と日常的に身近に接し、その活動内容を的確に把握できる都道府県、指定都市に事務を一元化した方が効率的・効果的と考えられたことから、平成24年4月施行の改正法により、所轄庁(都道府県の知事、又は指定都市の長)が認定を行うNPO法人制度が開始され、従来の認証事務と併せて、所轄庁により一元的に実施することとしたところである。</p> <p>政府税制調査会市民公益税制PT報告書（平成22年12月1日）においても、NPO法の認定事務を担う新たな機関について、「地域の事は地域に住む住民が自ら決めるとの理念のもと、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管することとする。」とされた。</p> <p>こうしたことから、NPO法人の認証・認定事務によって所轄庁を分けることは想定されておらず、所轄庁の分離は法改正の趣旨から逸脱している。</p> <p><法運用の実態></p> <p>条例による事務処理の特例により、法施行事務の一部を市町村が処理することが可能とされており、実態上、NPO法人の認証事務については、市町村が処理している例が多数見られるが、本事務処理の特例は、当然ながらNPO法人の所轄庁自体の変更や監督権限までを市町村に移すことを許容するものではない。</p> <p>また、地方自治法第252条の17の4に規定された「是正の要求等の特則」に基づき、自治事務に関しては、委譲元である都道府県が、自らの判断により委譲先の市町村に対し、是正の要求を行うことができるとされていることから、上記事務処理の特例を準用した場合であっても、所轄庁と移譲先の市町村との間における法の統一的な解釈・運用については、本特則によって担保されることになる。</p> <p>一方、貴事務局案のとおり、NPO法人の認証・認定事務を分離する際には、一法人に対する所轄庁間での法解釈に齟齬が生じた場合などにおいて、その均衡を保つ法の担保がない以上、法人に不利益を生じ得る可能性がある。</p> <p>なお、今回の協議会の回答はあくまで現制度下での大阪府での法律運用の実績をもって回答されているものであり、認証事務・認定事務の所轄庁を区分するような新たな制度を作った場合でも、同様に対応可能とは言えないものとする。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
2	総務省	<p>下記については、今後の特別区の区割りや広域自治体と特別区の事務配分等大都市制度の制度設計に係る具体的な検討状況を踏まえ、所要の見直しを行うことを前提とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整 特別区財政調整交付金の額が、新たな広域自治体と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図るなど同交付金の目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、新たな広域自治体は、同交付金の額に「条例で定める額」を加算することを可能とする方向で検討します。（地方交付税を調整財源とすることは、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第3条第2項の規定により、国が用途を制限できないことから不適當）。 なお、新たな広域自治体に承継する既発市債の償還について、特別区が新たな広域自治体に負担金（以下「償還負担金」という。）を支払うこととし、特別区財政調整交付金の交付対象に係る規定は現行法令のとおりとする方向で検討します。 ・健全化判断比率（実質公債費比率・将来負担比率） 新たな広域自治体に承継する既発市債の償還については、特別区が新たな広域自治体に償還負担金を支払うことを前提とし、その上で、特別区の健全化判断比率では各特別区の償還負担金を算入し、あわせて、新たな広域自治体の健全化判断比率では特別区の償還負担金を算入公債費等に係る特定財源として控除するものとして取り扱う方向で検討します（現行法令のとおり）。 ・地方交付税 現行制度どおり、合算算定とする方向で検討します。 現行の大阪府・大阪市の算定水準を基本とする方向（事務分担等を踏まえ、国において算定）で検討します。 ・特別区設置に伴う再編コスト 特別区の初期コストの負担の平準化を図るため、現行の地方財政措置の活用について、具体化に向けてさらに協議を実施する方向で検討します。 ・債務の承継 新たな広域自治体が承継し、償還することとなる出資金・貸付金債（既発市債）については、特別区が債務負担行為を設定し新たな広域自治体に償還負担金を支出することで、当該市債を新たな広域自治体から特別区への貸付金債に変更するものとする方向で検討します（総務大臣との協議事項）。
3	総務省	<p>国有資産等所在市町村交付金法第15条は特別区が国有資産等所在市町村交付金を都に対して交付することを定めていると解することはできません。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
4	文部科学省	<p>○ 既述のとおり、文化財保護に関する事務については、文化財保護に係る体制整備の状況等に応じ、文化財保護法及び同法施行令において、都道府県が行う事務、指定都市が行う事務、中核市が行う事務、市が行う事務が明確に区別されております。このような法の趣旨を踏まえれば、新たな特別区が文化財保護に関し、どのような事務を担うものとするかを検討するに当たっては、体制整備の状況等について具体的に把握する必要があると考えております。その観点から、以下の質問に御回答願います。</p> <p>○ 「近隣の中核市5市の平均職員数をベースに算出」とありますが、その前提となった、近隣の中核市5市において文化財保護を担当する職員数についてそれぞれ御教示願います。</p> <p>○ 「現状の大阪府もしくは大阪市において、当該業務に従事する職員数を基に算出」とありますが、その前提となった、大阪府において文化財保護を担当する職員数について御教示願います。</p> <p>○ 「実際の特別区への職員配置については、・・・現在当該業務に従事する専門職をはじめとする職員が特別区へ移行後においても、そのまま担当部署に配置されることが基本となる」とありますが、この点についてより具体的に御説明願います。いただいた説明は、現在の大阪市における文化財保護について、担当分野(※)ごとではなく、担当地区ごとに全分野に対応できる職員が割り振られているという仮定の下、それら職員が移行後も従前担当していた各地区に相当する各特別区に配置されて業務を行うということとでなければ成り立たないと考えられますが、現在大阪市においてそのような業務の割り振りを行っておられるということなのか、事実関係について御回答願います。 (※) 分野とは、美術工芸品・建造物・無形文化財・民俗文化財・史跡名勝天然記念物・文化的景観のことを指します。</p> <p>○ 「大阪市における文化財保護に関する業務を所管する部局の体制」が66名とのことですが、昨年10月に当方から大阪市教育委員会に対して実施した調査においては、文化財保護に携わる職務に従事する職員は8名として御回答いただいております。66名という数値は文化財保護ではなく、社会教育等を担当する職員も含めており不正確ではないでしょうか。 また、当方が毎年行っている各自治体における埋蔵文化財専門職員数の調査では、大阪市の埋蔵文化財専門職員数は、平成24年度で38名です。これを新たな広域自治体で検討されている5区で振り分けたとすると、1区あたり7.6名(7区の場合は5.4名)となります。都道府県・指定都市・中核市の平均埋蔵文化財専門職員数は以下のとおりであり、これと比較すると体制面で十分とはいえないと認識しておりますが、十分な職員体制が確保されると御説明される根拠を具体的に御教示願います。 (参考) 都道府県・指定都市・中核市の平均埋蔵文化財専門職員数 (平成24年度) 都道府：42名 指定都市：22名 中核市：11名 ※本庁職員(埋蔵文化財保護を担当する者に限る。)に加えて、以下①②の職員を含んだ数値。 ①地方公共団体が設立した埋蔵文化財センターにおいて埋蔵文化財保護行政に係る諸業務に従事する専門職員 ②地方公共団体が設立した博物館、資料館、研究所等において考古担当の専門職員として位置付けられている職員 ※大阪府の埋蔵文化財専門職員数：47名</p> <p>○ 東京都を例に挙げれば、特別区の教育委員会において文化財保護行政を担当している職員が複数名います。新たな広域自治体内に設置を想定されている特別区においても、文化財保護行政を担当する職員の確保は重要であると考えますが、具体的にどのような対応を考えておられるか御説明願います。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
5	文部科学省	○ 人事権の移譲については、各「特別区」間で均衡を保ちつつ、一定の水準が担保された教職員を具体的にどのように確保するのか。また、公務員制度においては、人事権と給与負担は一致することが原則であるところ、「特別区」における給与負担の移管については、どのように考えているのか。なお、人事権の移譲については、昨年の中央教育審議会教育制度分科会でも審議が行われ、昨年12月13日にとりまとめられた答申においては、引き続きの検討事項とされ、「当面の方策として、都道府県及び関係市町村の間で人事権移譲に合意が得られる地域においては、この事務処理特例制度を活用して市町村への人事権移譲を進めていくことが適当である。」とされたところである。したがって、「特別区」についても、同様の考え方で対応することが適当ではないか。
6	文部科学省	○No5（上段）に対する大阪府市からの再回答について 教育職員免許法別表第3備考6及び同施行規則第34条等に規定する「免許法認定講習」の事務執行における体制の担保については、基本回答及び個別回答により、回答をいただいたが、講習の質（講師の確保等）については、各特別区においてどのように担保されるのか具体的に教えていただきたい。
7	文部科学省	前回いただいたご回答No.6の内容について以下質問させていただきたい。 ○『現在協議会で議論中ですので、協議会におけるご議論を踏まえたものとなります。』 ということは、今後の協議会での議論の結果、現在の事務局案の修正があり得るという理解でよいか。 ○No.6 2件目の質問に対する『今回の回答』をお示しいただきたい。

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
8	経済産業省	<p>個別法において政令指定市等に加えて個別市町村名を指定している例として、大気汚染防止法等を列挙されているが、施行令に記載されている市町村は、各市町村の要望を受けて列挙したものではなく、国側において、基礎自治体に大気汚染対策等を要請する必要があると判断した市町村を、法令上列挙したものであると認識している。</p> <p>今般、大阪府が検討している制度設計は、地方分権・地方自治の観点から府と基礎自治体の業務分担を自ら判断しようとするものであると認識しており、大阪府自身の意思で立案・改正可能な、条例での対応をすべきであると考え。 (今般の制度改正を国の法律に委ねた場合、法制上、将来的に国の判断で大阪府内の事務分担を決定する余地を残すこととなり、地方自治の理念と逆行することになりかねないと考えられる。)</p>
9	経済産業省	<p>大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）は、運用を行う行政庁を都道府県及び政令指定都市としている。（法第5条、第15条他）、この趣旨は、大規模小売店舗の立地には、広域的な生活環境への影響を伴うものがあることや、効率的かつ適正な法運用のためには行政実務の蓄積が必要であることを勘案したものである。</p> <p>この点、特別区は政令指定都市に比して狭小であることから、複数の特別区を包含した広域的な観点からの審査が求められる事案がより多く発生すると考えられる。したがって、仮に政令指定都市と同程度の職員数が確保されたとしても、同法の運用には複数区に跨がるエリアを俯瞰した審査が必要であり、審査の円滑かつ効率的な実施の観点から適当でない。</p> <p>このため、大都市法により特別区が中核市並みに位置づけられるだけでは大店立地法の運用を担う条件として不十分と考える。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
10	国土交通省	<p>【No. 11 土地区画整理法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。今回貴協議会からいただいた回答については、現在の大阪市の組織・要員体制であるため、これに基づく判断は困難である。貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた際に、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、判断することとしたい。 ・大都市特例により移譲されていない事務については、組織・要員体制等を勘案した上で個別法において一律に移譲すべきではないと判断しているものであり、他の大都市に移譲していない事務を貴特別区のみ一律に移譲する特例を今回措置することは困難である。 ・なお、当該事務については、既存の事務処理特例による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、貴協議会の判断において、各特別区の状況を個別に判断し、必要に応じて事務処理特例による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。
11	国土交通省	<p>【No. 12 都市再開発法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。現在政令市のみに移譲されている事務については、今回貴協議会から回答いただいた現在の大阪市の組織・要員体制を更に特別区に分割することを想定すると、各特別区において事務を処理するだけの十分な体制を整備できないと考えられるため、当該特別区全てに一律に事務を移譲することは困難である。 また、特例市まで移譲されている事務については、貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた際に、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、判断することとしたい。 ・大都市特例により移譲されていない事務については、組織・要員体制等を勘案した上で個別法において一律に移譲すべきではないと判断しているものであり、他の大都市に移譲していない事務を貴特別区のみ一律に移譲する特例を同法において措置することは困難である。 ・なお、当該事務については、既存の事務処理特例による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、貴協議会の判断において、各特別区の状況を個別に判断し、必要に応じて事務処理特例による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
12	国土交通省	<p>【No. 13 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係（住宅街区整備事業関係について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。今回貴協議会からいただいた回答については、現在の大阪市の組織・要員体制であるため、これに基づく判断は困難である。貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた際に、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、判断することとしたい。 ・大都市特例により移譲されていない事務については、組織・要員体制等を勘案した上で個別法において一律に移譲するべきではないと判断しているものであり、他の大都市に移譲していない事務を貴特別区のみ一律に移譲する特例を今回措置することは困難である。 ・なお、当該事務については、既存の事務処理特例による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、貴協議会の判断において、各特別区の状況を個別に判断し、必要に応じて事務処理特例による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。
13	国土交通省	<p>【No. 14 景観法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法の権限・事務については、特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討して参りたい。しかし、今回貴協議会からいただいた回答については、現在の大阪市の組織・要員体制であるため、協議・判断を行うことはできかねます。貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた上で、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、検討することといたしたい。 ・また、当該事務については、既存の事務処理特例等による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市特法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、既存の事務処理特例等による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
14	国土交通省	<p>【No. 15 屋外広告物法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物法の権限・事務については、特別区が「中核市並み」の規模・能力を備えるのであれば、特別区が担う方向で検討して参りたい。 しかし、今回貴協議会からいただいた回答については、現在の大阪市の組織・要員体制であるため、協議・判断を行うことはできかねます。貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた上で、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、検討することといたしたい。 ・ また、当該事務については、既存の事務処理特例等による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市特法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、既存の事務処理特例等による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。
15	国土交通省	<p>【No. 16 宅地造成等規制法関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地造成等規制法の権限、事務については、当該事務の実施に必要な能力を備えた体制が確保されるのであれば、特別区へ移譲する方向で検討して参りたい。 ・ 個別回答では「中核市並みの規模・能力を備えることから、当該事務を実施できる規模・能力は備えていると考えている」とのことであり、基本回答でも「現在の大阪市の人材、専門的な知見や実績、ノウハウ等が引き継がれる」とされているが、これまで大阪市においては宅地造成工事規制区域、造成宅地防災区域は指定されておらず、同法の運用についての知見等の蓄積は十分とは思われないところ、当該事務の実施に必要な能力を備えた体制をどのように整備するかについて、具体的にご提示いただきたい。 ・ 当該事務に係る特別区設立当初の職員体制案及び近隣中核市5市の職員体制をご提示いただきたい。 ・ なお、当該事務については、既存の事務処理特例による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市特法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、既存の事務処理特例による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
16	国土交通省	<p>【No. 19 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係（第五章第三節の権限・事務について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第五章第三節の権限・事務については、当該事務の実施に必要な能力を備えた体制が確保されるのであれば、特別区へ移譲する方向で検討して参りたい。 ・個別回答では「中核市並みの規模・能力を備えることから、当該事務を実施できる規模・能力は備えていると考えている」とのことであり、基本回答でも「現在の大阪市の人材、専門的な実績、ノウハウ等が引き継がれる」とされているが、どのような専門的な実績、ノウハウが引き継がれることとなるのか、当該事務の実施に必要な能力を備えた体制をどのように整備するかについて、具体的にご教示いただきたい。 ・当該事務に係る特別区設立当初の職員体制案及び近隣中核市5市の職員体制をご教示いただきたい。 ・なお、当該事務については、既存の事務処理特例による対応も考えられるところであり、貴協議会からは、平成25年10月28日付基本回答において、「大都市法と事務処理特例条例では、その趣旨・目的に違いがあり、パッケージ案で示している、規模・能力に差異のない同規模・同能力の特別区に対して一律に事務処理特例条例により移譲を進めるのではなく大都市特法の趣旨・目的を踏まえ、その枠組みの中で、事務分担等の協議と併せて権限移譲のための法制上の措置等が検討されることが望ましいと考えます。なお、法改正の方法については、今後具体的に検討していく必要があると考えます。」とされているが、今後法制上の検討の結果、個別法の改正による対応ではなく、既存の事務処理特例による対応が適当という結論に至ることも想定されることをご承知置き頂きたい。
17	国土交通省	<p>【No. 13 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法関係（都心共同住宅供給事業関係について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。今回貴協議会からいただいた回答については、現在の大阪市の組織・要員体制であるため、協議・判断を行うことはできかねる。貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた際に、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、判断することといたしたい。
18	国土交通省	<p>【No. 19 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大都市特例により移譲されている事務については、事務処理を行う者の知見、組織・要員体制を踏まえ判断しているところ。 ・現在政令市のみに移譲されている事務については、今回貴協議会からいただいた回答の現在の大阪市の組織・要員体制を更に特別区に分割することを想定すると、各特別区において事務を処理するだけの十分な体制を整備できないと考えられるため、当該特別区に一律事務を移譲することは困難である。 ・また、特例市まで移譲されている事務については、貴協議会で検討を行っている特別区での組織・要員体制の詳細をご提示いただいた際に、当該特別区全てに一律に事務を移譲することについて改めて協議し、判断することといたしたい。 ・大都市特例により移譲されていない事務については、組織・要員体制、制度の仕組みを勘案した上で個別法において一律に移譲するべきではないと判断しているものであり、他の大都市に移譲していない事務を貴特別区のみ一律に移譲する特例を同法において措置することは困難である。 ・なお、貴府の判断において、各特別区の状況を個別に判断し、必要に応じて事務処理条例にて当該事務を移譲することを妨げるものではない。
19	国土交通省	<p>「平成25年12月6日 大阪における大都市制度の制度設計（パッケージ案）《追加資料》（抄）」において、「市住宅供給公社のあり方については、デューデリジェンスを実施のうえ、H25年度末までに方向性を示す予定である（中略）市住宅供給公社において実施している当該事業を引き継いだ主体」とあるが、既存の市住宅供給公社は地方住宅供給公社法第6章の規定に従い解散するものと解してよろしいか。また、この「当該事業を引き継いだ主体」とは、平成25年10月28日付回答において「民営化に向けての検討を進めており」とあることを踏まえ、会社法等に基づく民間法人を想定しているのか、そうでなければどのような主体を想定しているのか具体的にご教示頂きたい。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
20	環境省	<p>1. No. 20の4. への回答において、「当該事務については、事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要」とありますが、事務処理特例条例による対応が可能であるのに、「法改正による対応が必要」とされる理由について具体的にご教示願います。</p> <p>2. 事務分担の仕方について、事務処理特例を活用するか法令改正によるかを議論させていただいているところですが、御留意いただきたいことがあります。</p> <p>個別法令において地方の事務を規定する場合、一般的には以下の2つのパターンがあると認識しています。</p> <p>①地方自治法上の地方公共団体の種類（都道府県、市町村、特別区等）や大都市の類型（指定都市、中核市、特例市等）を規定するパターン 【例：地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項柱書き】</p> <p>②個別の地方公共団体の具体的な名称（大阪府、大阪市等）を規定するパターン</p> <p>このうち、①のパターンで法改正を行う場合、「地方自治法第●条の特別区」と規定すると東京都の特別区を含むこととなります。しかし、今回、東京都の特別区については何ら議論をしていないため、この規定の仕方は困難です。</p> <p>では大阪府内の特別区に限定して規定する（例えば「地方自治法第●条の特別区のうち大阪府の特別区」と規定する）ことが可能かという点、地方自治法上の位置付けは東京都内の特別区と同じであるため、当省及び政府内の法制審査の過程で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぜ大阪府内の特別区にのみ限定するのか ・地方自治法の特例制度を活用すべきではないか <p>という指摘を受ける可能性があります。</p> <p>また、②のパターンで法改正を行う（「大阪府内の○○区」と規定する）場合には、実際の区の名称が確定した後で法令改正を行う必要があります。</p> <p>加えて、②のパターンを用いていない法令は多く存在し、用いている法令においても、その法令独自の要件を設け当該要件に合致した地方公共団体を事務の担い手として規定するのが一般的であり、単に「中核市並みである」ということだけで当該要件を満たすことができるとは限りません。</p> <p>そのため、今回このパターンで法令改正を行うことは妥当でない、という指摘を受ける可能性があります。</p> <p>これまでの回答において「基本的には法改正が必要」という御回答が散見されますが、上記のように、今後、当省及び政府内の審査の過程で、法制的な観点からそもそも法改正による対応は困難という指摘を受ける可能性もありますので、御留意いただきたく存じます。</p> <p>また、これらの点について現時点で見解をお持ちであればお示し下さい。</p> <p>3. 各法令において地方自治法の中核市又は特例市の事務と規定されているものについては、事務分担（案）において特別区の手続きとされていますが、大阪府内に今後設置される特別区が地方自治法に規定される中核市の要件を満たすものになることは法令等において何ら担保されておりません。今後設置される特別区の中に中核市並みにならない特別区が発生した場合、当該特別区についての事務分担は再度調整が必要になると認識しておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
21	環境省	<p>【前提】</p> <p>① 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第2条及び第3条において、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」、「市町村は、基礎的な地方公共団体として、第五項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする」とされているところ。</p> <p>② 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項において、「都道府県及び市町村は…事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減…の措置に関する計画…を策定するものとする」とされている。</p> <p>③ ①及び②の規定に従い、市町村は地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定しているところ。</p> <p>④ また東京都の特別区は、地方自治法第281条第2項において「特別区は、法律又はこれに基づく政令により都が処理することとされているものを除き、地域における事務並びにその他の事務で法律又はこれに基づく政令により市が処理することとされるもの及び法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされるものを処理する」、同法第281条の2第2項において「特別区は、基礎的な地方公共団体として…都が一体的に処理するものとされているものを除き…第二条第三項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする」とされている。</p> <p>⑤ これらの規定に従い、東京都の特別区はそれぞれの区ごとに地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定しているところ。</p> <p>【質問】</p> <p>今般、大阪において特別区が設置された場合には、各特別区において地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定していただくことになると思われるが、その理解でよろしいか。 （現状、大阪市は一つの地方公共団体実行計画（事務事業編）を策定しているところ、特別区設置後はそれぞれの特別区ごとに（5又は7の）地方公共団体実行計画（事務事業編）が策定されることになる。）</p>
22	環境省	<p>【質問】</p> <p>第6回大阪府・大阪市特別区設置協議会の参考資料「I. 事務分担（案）総括表」のP6に、新たな広域自治体が担う「事務区分」として「地球温暖化広域対策」とあるが、「広域」か否かについてどのように判断されるのかご教示願いたい。 また、事務数3と記載されているが、当該事務の内容について具体的かつ網羅的にご教示願いたい。</p>
23	環境省	<p>【質問】</p> <p>現状、都道府県及び市町村については、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項において、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施することについて努力義務が規定されています。</p> <p>また、第20条の3第3項では中核市・特例市以上の自治体に実行計画（区域施策編）の内容を計画に定めることが義務づけられています。つまり、東京都の特別区で策定されている地域実行計画区域施策編は、努力義務となっている施策を総合的・計画的な策定・実施を実現するために自主的に策定されていることとなります。</p> <p>大阪府内に設置される各特別区については地域実行計画（区域施策編）の策定を義務付けされたいお考えなのでしょうか。 （今回お示し頂いた「基本回答」で「将来に向けて効率的かつ安定的に中核市・特例市権限を担えるような職員体制をつくっていく」と記述されています。法律の規定上、計画の策定は中核市・特例市でなければ行えない事務ではありません。特別区は現行法下でも努力義務である施策の総合的・計画的な策定・実施を実現するために自主的に体制を整え、策定を進めることができます。）</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
24	環境省	<p>1. 地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第23条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員（以下「推進員」という。）の委嘱事務について 事務分担（案）では特別区の事務となっていますが、これはあくまでも特別区内の推進員の委嘱に関する事務についてであって、特別区外の推進員の委嘱に関する事務は従来どおり大阪府等（大阪府並びに大阪府内の大阪市を除く指定都市及び中核市及び特例市をいう。以下同じ。）が行うという理解で良いでしょうか。</p> <p>2. 温対法第24条第1項、第4項及び第5項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）の指定、改善命令及び指定取消事務について 温対法第24条第1項において、地域センターは都道府県知事等が指定することとなっており、第2項で事務を実施する区域は、指定した都道府県、指定都市等の区域と規定されています。 事務分担（案）では特別区の業務となっていますが、これはあくまでも特別区内で事業を実施する地域センターの指定等に関する事務についてであって、特別区外の区域で事業を実施する地域センターの指定等に関する事務は、従来どおり大阪府等が行うという理解で良いでしょうか。</p>
25	環境省	<p>○前回の意見・質問（No. 21。以下同じ。）に対し「事務執行に支障は生じないものとする」、「専門家の確保は可能と考える」旨のご回答をいただきましたが、その裏付けとなる具体的な資料等も併せて提出いただくようお願いします。</p> <p>○前回の意見・質問に対し「事務執行に支障は生じないものとする」旨のご回答をいただきましたが、公健法第47条、第48条、第50条、第51条に基づき、現状の大阪市では補償給付等の事務に要する費用の2分の1、公害保健福祉事業に要する費用の4分の1を負担されていますが、各特別区への移行後も事業の規模を縮小等することなく引き続きこれらの費用を負担できるのでしょうか。</p> <p>○前回の意見・質問に対し「専門家の確保は可能と考える」旨のご回答をいただきましたが、認定審査会と診療報酬審査会については、各特別区においてそれぞれ設置し運営する必要があり、それに伴う事務量が増加するとともに、各審査会の委員の多くが新任となることを見込まれます。認定審査や診療報酬審査は専門的知見に基づき、過去の審査内容と一貫性のある対応を行うことが必要ですが、適切な審査が行われるために専門性の確保等をどのように行う考えかご教授下さい。また、現在、当該事務に従事する職員がそのまま担当部署に配置されることが基本とのことですが、現在、例えば大阪市の認定審査担当者は4名であり、このような専門性を有する職員が各区に配置されない恐れがあります。どのようにして人員や専門性を確保する予定かご教示下さい。</p> <p>○大阪市を再編して設置する各特別区において公健法の事務を分担するご提案については、上記の質問に対する回答をふまえ検討させていただきます。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
26	環境省	<p>化管法において、第1種指定化学物質の排出量と移動量の届出については都道府県知事を経由することとされています。</p> <p>これは国会（第145回国会）での審議も踏まえた上で、都道府県の主体的な参画を図る一方で、制度の迅速かつ効率的な実施のために経由事務の実施主体を過度に細分化しないとの考え方により、都道府県の事務としているものです。そのため、当該事務を化管法において一律に特別区に移譲することは困難です。</p> <p>また、以下のとおり地域の実情に応じた環境保全施策への活用及びそれを通じた事業者による化学物質管理の促進という観点からも、制度において都道府県を基本単位とすることには意義があるものと考えます。</p> <p>①個別事業所情報の分析、評価等を行うために、化学物質の排出状況、自然的社会的状況、環境中の濃度などを総合的に勘案して、環境対策の企画立案を行うことができる相応の行財政能力や科学的知見を備えていること。（※1）</p> <p>②一方、排出された化学物質はある程度広域的に移動するものであるため（※2）、個別事業所情報の分析、評価等について広域的な地域の自然的社会的条件を勘案しつつ、個別の市区町村の行政区域にとらわれずに行うことができること。</p> <p>これらの観点を踏まえ、広域的な環境の状況等を把握しており、総合的な環境対策の企画立案に必要な行財政能力や科学的知見を有し、かつ環境基本法第36条において主として広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うこととされている都道府県知事が個別事業所情報の届出先となることが適当と考えています。</p> <p>これにより、都道府県は個別事業所ごとの排出量データを、都市域・郡部の別、市町村別、流域等の地理的条件別等に地域の自然的社会的条件に応じて集計することができ、地域の実情に応じた環境保全対策を行うことが可能となります。</p> <p>なお、市区町村との関係について、本件は法に定められた規制事務の適正な執行という観点ではなく、地域の実情に応じて独自に活用するという趣旨のものであるため、都道府県がその区域の自然的社会的条件に応じて届出の結果を市区町村等に提供することが適当であると考えています。</p> <p>以上を踏まえても特別区への移譲を求める場合には、東京都を含め他の自治体で行われているように、大阪府の判断に基づき事務処理特例を活用すべきと考えます。</p> <p>（※1）例えば環境分析事務等のような機材やその使用技能が要求される事務とは異なる観点となります。</p> <p>（※2）例えば大都市地域において一体的に都市化している多くの市・区においては各市・区の排出源からの化学物質の大気への排出が相互の市・区の環境に影響を及ぼすおそれがありますし、河川水への化学物質の排出についてもその流域単位で影響を及ぼすおそれがあります。</p>

各府省の意見・質問(1月29日送付分)

No.	省庁名	意見・質問
27	環境省	<p>1. (今回回答24「事務処理特例条例による対応も考えられますが、大都市法の趣旨・目的や分権改革との関係などからは、基本的には、法改正による対応が必要と考えます。」について) 特別区への事務分担については、前回質問のとおり、地方自治法に基づく事務処理特例条例を活用すべきものと考えています。 鳥獣の生息状況等は地域ごとに極めて特殊性に富んでいるので、地域の鳥獣の生息状況に応じた保護管理が必要です。一方で、鳥獣は地域をまたがって行動するため、ある程度広域的な単位で計画的に鳥獣保護行政を推進していく必要があります。 そのため、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」における捕獲許可等の事務については、基本的に都道府県が担うこととしているところです。したがって、当該事務の権限を法律改正によって一律に特別区に移譲することは妥当でないと考えます。 もしも特別区への移譲を求める場合には、大阪府の判断により事務処理特例をご活用ください。 大都市法に基づく法律改正でしか貴協議会が求める事務分担が達成されないということであれば、その根拠とともに具体的にお示し下さい。</p> <p>2. 貴協議会が示す事務処理特例条例の課題については、事務分担は現行制度下で可能であるものの、事務分担後の地方交付税の算定や支出の整合等に係る課題があるという趣旨と理解しましたが、間違いはないでしょうか。 また、そうであれば、事務分担を目的とした法改正は不要と考えられるため、地方交付税の算定・支出に係る課題についてのみ、対応の可否等について検討すべきではないでしょうか。</p>
28	環境省	<p>温泉法に関する事務については、地方分権推進の過程において、機関委任事務から自治事務とされるなど、それぞれの自治の特性を踏まえ、独自に判断されるべきものであり、一律の基準を法律で定めるものではありません。 また、温泉法は、その目的として温泉資源の保護を掲げています。これは地下に存在する温泉については、その量、生成等が不明確であるためであり、温泉を湧出させた場合の他の温泉等への影響が地層の断続性など、一部の地域のみでは判断できない内容が含まれているためです。このため、温泉に関する諸々の事務について都道府県知事が許可を行うこととしているところであり、権限を移譲することでは本法が定める法目的は達成できません。 そのため、本法の改正は不要であり、それでもなお、権限について移譲を行うということであれば、各都道府県の判断に基づいて事務処理特例を活用すべきと考えます。</p>
29	環境省	<p>ビル用水法、工業用水法の事務については、地下水は広範囲に広がっており一定以上の規模の自治体が行うことが効果的・効率的という考え方により、法令上は、指定都市、都道府県の事務としています。そのため、当該事務を一律に特別区に移譲することは困難です。</p>